

第6回 民生教育まちづくり常任委員会

日 時 令和7年6月23日(月)9:30～

場 所 下呂市役所下呂庁舎 3-1会議室

1 委員長あいさつ

2 市長あいさつ

3 議長あいさつ

4 付託案件

- (1) 議第63号 下呂市過疎地域持続的発展計画の変更について
・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料P2【まちづくり推進部】
- (2) 議第64号 小坂町湯屋大洞辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料P3【まちづくり推進部】
- (3) 議第65号 下呂上原辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料P3【まちづくり推進部】
- (4) 議第66号 金山町北部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料P3【まちづくり推進部】
- (5) 議第67号 子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令に伴う関係条例
の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・【福祉部】

議第63号 下呂市過疎地域持続的発展計画の変更について

1. 下呂市過疎地域持続的発展計画について

下呂市過疎地域持続的発展計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間の計画期間として、令和3年9月に下呂市議会の議決を経て策定しております。

2. 計画の変更手続について

総務省等が令和3年11月12日付で発出した「過疎地域持続的発展計画等の変更の取扱いについて(通知)」に基づき、計画全体に及ぼす影響が大きい変更については、都道府県との事前協議や議決等所定の手続きを行うこととされております。

今回の変更部分は、3件の事業を追加するものですが、うち1件においては、下呂市過疎地域持続的発展計画の本文について一部加筆を伴う必要があり、計画に及ぼす影響が大きい変更にあたることから、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。なお、同様に準用する同条第7項の規定により、市町村が計画を変更しようとするときは、あらかじめ都道府県に協議しなければならないとされておりますが、計画に及ぼす影響が大きい変更部分については、令和7年5月1日付で岐阜県から「意見等はない」旨の回答をいただき、協議が終了しております。

3. 変更箇所について（事業内容の追加、本文の一部追加）

(1) 4 交通施設の整備、交通手段の確保

- ・事業内容に、羽根中央線道路改良事業を追加します。

(2) 8 教育の振興

- ・事業内容に、下呂交流会館アリーナ移動式バスケットゴール購入費を追加します。

(3) 12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

- ・事業内容に、公共事業基金積立事業を追加します。
- ・事業内容の追加に伴い、計画本文「(1) 現況と問題点③財政運営」中に「・整備や解体撤去」を加えます。※計画に及ぼす影響が大きい変更該当

- 議第64号 小坂町湯屋大洞辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
議第65号 下呂上原辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
議第66号 金山町北部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

1. 提案の趣旨

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（以下「辺地法」）の規定に基づき、下呂市としての総合整備計画を策定するため、議会の議決を求めるものです。

2. 辺地について

辺地法第2条に規定する辺地とは、「交通や自然、経済、文化的諸条件に恵まれず、他の地域と比較して住民の生活文化水準が著しく低い山間地や離島等」を指します。辺地法は、こうした辺地とその他の地域との格差を是正することを目的としています。なお、辺地の要件は、辺地度点数が100点以上となる必要があります。この点数は、地域の中心を含む5km²以内の面積の中に50人以上の人口があり、駅や停留所といった公共施設までの距離や交通機関の運行状況等により加算されますが、提案の3地域は、すべて100点以上となっています。

3. 格差是正の方法と辺地債

格差是正の方法として、道路や橋梁の整備・補修、公共交通の維持などについて整備計画を定め、財政上有利な辺地対策事業債（以下「辺地債」）を起債し、財源として活用することができます。

辺地債は、元利償還金のうち80%に相当する額が地方交付税の基準財政需要額に算入されるため、地方交付税によって実質的な返済負担が軽減されることとなり、辺地を有する市町村は財政的な負担を軽減しながら、住民生活に必要な公共的施設を整備することが可能となります。

4. 計画の策定手続について

辺地法に基づき公共的施設の整備をしようとする市町村は、辺地法第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を経た上で計画を定めることとされています。また、同条第4項の規定により、市町村が計画を定めようとするときは、あらかじめ都道府県と協議しなければならないとされていますが、今回提案の3件については、令和7年2月17日付で岐阜県から「意見等はない」旨の回答をいただき、協議が終了しております。

5. 計画の概要

(1) 小坂町湯屋大洞辺地に係る総合整備計画

計画期間：令和7年度から令和10年度まで（4年間）

整備施設：消防詰所、観光レクリエーション施設（ふれあいの森）

事業費：127,349千円

(2) 下呂上原辺地に係る総合整備計画

計画期間：令和7年度から令和11年度まで（5年間）

整備施設：市道和川12号線

事業費：382,910千円

(3) 金山町北部辺地に係る総合整備計画

計画期間：令和7年度から令和8年度まで（2年間）

整備施設：宮上橋（市道祖師野八坂線）

事業費：144,000千円

6. 特記事項

今回提案する3件の総合整備計画は、今後必要性がある事業について計画期間を定め策定していますが、それぞれの事業化については国や県の補助事業や市議会での予算審議を経て実行していくこととなりますので、予めご承知おきください。